

不在者投票の制度改正

公職選挙法の一部が改正され、12月から投票日前でも選挙人が投票用紙を直接投票箱に投かんできる「期日前投票制度」が創設されました。

これにより、今までの不在者投票の手続きが簡素化され、投票がしやすくなります。おもな改正点は次のとおりです。

手続き 今までの不在者投票は、投票用紙を封筒に入れてそれに署名するといった手続きが必要でしたが、**改正後は選挙本人が投票用紙を直接投票箱に入れることとなります。**

ただし、現行の不在者投票と同様に宣誓書の提出が必要です。

投票期間 今までは選挙期日の公示日または告示日から不在者投票ができていましたが、**改正後は選挙期日の公示日または告示日の翌日からの投票となります。**

期日前投票



選挙人本人が投票用紙を直接投票箱へ



期日前投票所で投票用紙に記載

選挙制度についてのお問い合わせは、市選挙管理委員会事務局 32-2143へどうぞ。

市町村合併についてのお知らせ

津山地域合併協議会では、第7回協議会を11月25日に開催し、次の項目の協議を行いました。

協議項目

- ・議会の議員定数および任期の取り扱いに関する事
- ・農業委員会の委員の定数および任期の取り扱いに関する事
- ・福祉事業（高齢者福祉、乳幼児医療費、児童福祉、障害者福祉）に関する事
- ・保健事業（各種健康診査、予防接種など）に関する事

確認内容

協議項目の中で、協議の結果、市の現行の制度などを調整することとなったおもな内容は次のとおりです。

- ・市議会議員については、津山市の議員の残任期間に限り町村に選挙区を設け、選挙すべき議員の定数は定数特例による議員定数（各町村1〜2人）とする
- ・町村の農業委員会は津山市農業委員会に統合し、新市に1つの農業委員会を置く
- ・津山市の乳幼児医療費の対象年齢を平成18年度から「就学前」とする

次回の協議会

とき 12月24日（水）午後3時
ところ 津山国際ホテル（山下）

合併協議会はどなたでも傍聴ができます。傍聴希望者は直接会場においでください（定員50人）

問い合わせ先 市合併推進室 32-2165へ

思いやりの心を育もう

21世紀は人権の世紀といわれていますが、実際はどうでしょう。子ども同士のいじめや青少年の凶悪犯罪などが増加しており、また、大人による子どもへの虐待も報道されています。思いやりや優しい心はどうしたのでしょうか。

人間としての心の基礎が形成されるのは、3歳までの乳幼児期だといわれています。家族から温かく話しかけられ、抱きしめられ、家族の愛情を一身に受けているという安心感や充足感が、子どもの人格の基礎を形成しているのです。

最近の「保育園児のキレる子調査」の事例報告によると、子どもたちのキレた状態は、「ける」「たたたく」「暴言を吐く」など、攻撃的で暴力性がかなり深刻な状況です。これらの背後には、幼児虐待があるといわれており、家庭は子どもの豊かな情操や思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観などを育むうえで、極めて重要な役割を担っています。子どもや家族の愛情を大事にするところから始まり、人を分け隔てなく平等に扱い、だれにでも優しく思いやりを持って接すること、そして、それが日常生活の中でごく自然に行われることが大切です。

市では、生活の中に人権意識が自然な形で溶け込んでいくような社会づくりをめざして、より日常的で生活に密着した人権について考えていただくため、「ひと・ふれあい講演会」を年4回開催しています。お気軽に参加してください。

人権教育についてのお問い合わせは、市教委 社会教育課 32-2119へどうぞ。